

●税金に関するお知らせ●

【固定資産税について】

■固定資産(土地家屋)現況調査の実施

平成24年度の固定資産税の課税を行なうにあたり、現況を把握するための調査を行ないます。

調査の際、職員は「固定資産評価補助員証」を携帯しています。敷地内に立ち入る場合もありますので、ご協力を願いします。

実施期間12月上旬～下旬

■償却資産申告書を12月上旬に郵送します

毎年1月1日現在、市内に償却資産（事業用資産で、法人税または所得税で減価償却の対象になっているもの）を所有している方に郵送しています。必要事項を記入し、市役所1階4番課税課資産税係へ申告してください。申告書が届かない方や新たに事業を開始された方など、申告書が必要な方はお申し出ください。

申告期間1月4日(火)～31日(火)※日曜・祝日を除く

■非木造の冷蔵倉庫をお持ちの方へ

地方税法の改正により、平成24年度課税分から非木造冷蔵倉庫に関する基準が変更となります。

従来非木造の冷凍倉庫に適用していた基準から、冷蔵倉庫用のもの（保管温度が摂氏10度以下に保たれる非木造の倉庫）へ適用範囲が拡大されます。

冷蔵倉庫用の基準が用いられることで、一般倉庫よりも早く評価額が減少します。該当する冷蔵倉庫をお持ちの方はご連絡ください。

なお、一般倉庫内にプレハブ式倉庫や業務用冷蔵倉庫を設置している場合は該当なりません。

■新築家屋調査のお願いと新築住宅に対する固定資産税減額のお知らせ

平成23年に新築された家屋は、平成24年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。このため、課税の根拠となる適正な価格（評価額）を求める必要があり、地方税法及び国（総務省）が定める「固定資産評価基準」に基づき、家屋の外部及び内部を調査します。調査が済んでいない家屋は、職員が調査のお願いにあがります。

①新築住宅に対する減額措置

新築住宅のうち、専用住宅、または併用住宅（居住部分が全体の2分の1以上のもの）で、居住部分の床面積が50m²以上280m²以下のもの、あるいは一戸建て住宅以外の賃家住宅の床面積が40m²以上280m²以下のものは、居住部分床面積のうち120m²までの固定資産税の税額を2分の1減額します。

減額する期間は、一般住宅（木造・非木造）が新築後3年度分、中高層耐火建築物（3階建て以上の耐火・準耐火）が新築後5年度分となります。

②長期優良住宅の認定を受けた住宅を新築した場合の減額措置

新築住宅のうち、①の要件を満たすもので、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定による認定を受けて新築された住宅については、申告により、固定資産税の税額を2分の1減額する期間を①の新築住宅より2年度分さらに延長します。

詳細は、家屋調査の際に説明します。

※家屋を取り壊した場合

平成24年度から取り壊した家屋の固定資産税及び都市計画税が課税の対象外となりますので、課税課資産税係までご連絡ください。

※家屋の用途が変更になった場合（店舗から居宅等）

平成24年度から課税の計算方法が変わる場合がありますので課税課資産税係へご連絡ください。

▼住宅改修に対する固定資産税減額のお知らせ

次の要件を満たす改修工事を行なった場合、申告により翌年度分以降の固定資産税を減額します。

①耐震改修した場合の減額措置

昭和57年1月1日以前に建築した住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう一定の改修工事（1戸当たり30万円以上のもの）を行なった場合、一戸当たり120m²相当分までを限度として、下表に掲げる改修時期により翌年度分以降の固定資産税の税額を2分の1減額します。

| 改修時期 | 減額年数 |
|---------------------------|------|
| 平成18年1月1日～ 平成21年12月31日 | 3年間 |
| 平成22年1月1日～ 平成24年12月31日 | 2年間 |
| 平成25年1月1日～ 平成27年12月31日 | 1年間 |

②バリアフリー改修した場合の減額措置

平成19年1月1日以前に建築した住宅（賃貸住宅を除く）のうち高齢者、障害者等（65歳以上の方、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている方、または愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、もしくは原爆手帳を所持している方）が居住する住宅は、平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事（補助金などを除く自己負担が30万円以上のもの）が終了した場合、1戸当たり100m²相当分までを限度として、翌年度分に

限り、固定資産税の税額を3分の1減額します。なお、新築住宅及び耐震改修工事等の減額を受けている場合は適用されません。

③省エネ改修工事をした場合の減額措置

平成20年1月1日以前に建築した住宅（賃貸住宅を除く）について、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に、「窓の断熱改修工事」または「窓の断熱改修工事及び床、天井または壁の断熱改修工事」（改修工事に要する費用が30万円以上のもの）が終了した場合、一戸当たり120m²相当分までを限度として、翌年度分に限り、固定資産税の税額を3分の1減額します。なお、新築住宅及び耐震改修工事等の減額を受けている場合は適用されません。また、バリアフリー改修と省エネ改修を同年に行なった場合は、それぞれ税額を3分の1減額し、合わせて3分の2を翌年度の固定資産税額から減額します。

申告方法申告書は課税窓口にあります。各改修工事とも、要件を満たすことがわかる次の書類等を添付し、改修後3か月以内に申告してください。

①耐震基準に適合した工事であることを証明するもの、領収書等

②高齢者、障害者等であることを証明する書類（住民票や手帳の写し等）、工事内容等を確認できる書類、領収書等。なお、申告後、市職員により実地調査をさせていただきます。

③現行の省エネ基準に適合する改修工事を行なったことを証明するもの、領収書等

詳細は課税課資産税係へお問い合わせください。

問合せ課税課資産税係☎551-1614

【住民税について】

▼住民税の住宅ローン控除が年末調整でできます

住民税の住宅ローン控除は、2年目以降の方は、会社での年末調整で行なうことができます。

対象次の①と②のいずれにも該当する方

①平成11年から平成18年中、または平成21年から平成25年中に入居の方

②平成23年分の所得税で住宅ローン控除の適用があり、所得税から控除額を引ききれない方

必要書類①税務署から送られてくる『給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書』

②金融機関で発行される『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』

※平成23年中に入居の方も住宅ローン控除の対象になりますが、初年度に限っては税務署で確定申告をする必要があります。

問合せ課税課市民税係☎551-1610

●年金だより●

▼源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢（退職）を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象となります。

このうち、「老齢年金」の額が108万円以上（65歳以上の方は158万円以上）の方については、所得税を源泉徴収することになります。

日本年金機構では、平成23年1月から12月の間に「老齢年金」を受け取られている方全員に平成24年1月までに源泉徴収票を送付します。

源泉徴収票は、税務署で年金以外に給与収入があり確定申告をするときや、源泉徴収の還付を受けられるときに添付する必要があります。

もし、源泉徴収票を紛失された場合は再交付ができますのでお問い合わせください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」については非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

問合せねんきんダイヤル☎0570・051165、青梅年金事務所☎0428・30・3410

▼付加保険料（月額400円）を納めて年金を増やす！

第1号被保険者・任意加入被保険者の方は、月々の定期保険料に付加保険料（月額400円）を合わせて納めますと、老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受け取ることができます。

付加年金（年金受け取り額）の計算式

$$200\text{円} \times \text{付加保険料納付月数}$$

(例)

付加保険料を10年納めた場合

$$400\text{円} \times 10\text{年}(120\text{月}) = 48,000\text{円}$$

↓

1年間に受け取る付加年金額

$$200\text{円} \times 10\text{年}(120\text{月}) = 24,000\text{円}(\text{年額})$$

(2年間受け取ると、納めた保険料と同額になり、その後はお得です。)

留意事項

- 付加保険料の納付を希望される方は、届出が必要です。
- 届出された月の分から納付することができます。
- 国民年金基金に加入中の方は申し込みできません。
- 第3号被保険者の方は申し込みできません。

問合せ保険年金課保険年金係☎551-1670

●国保だより●

▼薬代も節約できます！ジェネリック医薬品をご存じですか？

ジェネリック医薬品とは、低価格なのに、安全性や効果は新薬と同等と認められている医薬品のことです。

少しでも薬代を節約したいとお考えの方は、病院や薬局で受診した際、医師、または薬剤師にご相談ください。

▼保険税の納付は便利な口座振替をお勧めします

口座振替は支払いに行く手間が省け、納め忘れもなく、とても便利ですので、ぜひご利用ください。

申請は口座振替依頼書（はがき）で申し込むか、取り扱い金融機関で手続きをしてください。

なお、取り扱い金融機関で申し込まれる際は、保険税の納付書、通帳、通帳の届出印をお持ちください。

問合せ保険年金課保険年金係☎551-1640

